

令和7年9月24日

組合員のみなさまへ

大阪市職員共済組合

(保健医療係：6208-7591～7593)

19歳以上23歳未満の被扶養者認定における年間収入に係る認定要件の変更について

令和7年10月1日から被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）が19歳以上23歳未満である場合における年間収入に係る認定要件が変更となりますので、次のとおりお知らせします。

また、今回の制度変更に伴い、「被扶養者認定取扱基準」を同日付けで改訂しますので、ご参照のうえ引き続き適正な申告をお願いします。

## 記

### 1 年間収入に係る認定要件が変更となる認定対象者

その年の12月31日現在の年齢<sup>\*1</sup>が19歳以上23歳未満である者（組合員の配偶者<sup>\*\*</sup>を除く） 【別紙】「19歳以上23歳未満の被扶養者認定 対象早見表」参照

※1 民法の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算されますので、ご注意ください。

例）誕生日が1月1日である者は12月31日において年齢が加算されます。

※2 配偶者には、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

### 2 変更内容

認定対象者が19歳以上23歳未満である場合における年間収入<sup>\*</sup>に係る認定要件

**変更後：年間収入150万円未満**

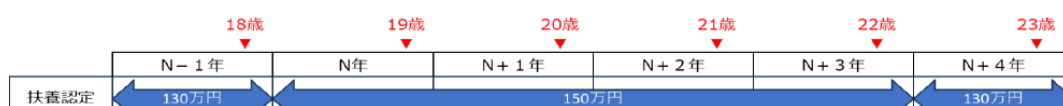
変更前：年間収入130万円未満

※事実発生日以後、将来に向かって1年間に見込まれる認定対象者の恒常的な収入すべてを対象とし、交通費等を含む総額です。

所得税法上の所得や1月1日から12月31日までの年間収入ではありません。

（参考）N年10月に19歳の誕生日を迎える場合

- ・N-1年（18歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は130万円未満。
- ・N年～N+3年の間（19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は150万円未満。
- ・N+4年（23歳の誕生日を迎える年）以降、60歳に達するまでの間の年間収入要件は130万円未満。



### 3 適用年月日

令和7年10月1日 ※事実発生日が令和7年10月1日以降となる届出について、制度変更後の内容で審査します。

### 4 制度変更に伴う被扶養者申告書の届出方法

制度変更に伴い、令和7年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満である者（誕生日が平成15年1月2日から平成19年1月1日の方）かつ年間収入が130万円以上150万円未満の者（組合員の配偶者を除く）を新たに被扶養者とする場合は、次のとおり届出ください。

#### （1）申請書類

- ・「被扶養者申告書（増員）」（事由「その他（収入基準改正）」と記載）
- ・添付書類

別添「被扶養者認定取扱基準」「Ⅶ 被扶養者の申告に必要な書類」のとおり

#### （2）提出期限 令和7年10月30日（木）所属所（市長部局にあっては総務事務センター）必着

※ 提出期限までに申請書類一式を不備なく提出された場合は、令和7年10月1日が認定日となります。

提出期限を経過してから届出された場合は、所属所が申請書類一式を受け付けた日が認定日となります。

### 5 「被扶養者認定取扱基準」の改訂について 別添「被扶養者認定取扱基準」のとおり（主な変更箇所）

|   | 掲載ページ | 項 目                                           | 内 容                                         |
|---|-------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 1 | 3～5   | Ⅱ 収入基準等                                       | ・「その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者は150万円未満」を追記。 |
| 2 | 14～15 | Ⅵ 別居している（した）者を扶養申告するとき<br>1 別居扶養する場合の経済的援助の基準 |                                             |

【当組合ホームページの掲載箇所】

トップページ>①加入者の資格と認定>被扶養者認定取扱基準

[https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/shikaku\\_menu/fuyousha\\_ki\\_jun/](https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/shikaku_menu/fuyousha_ki_jun/)

### 6 「年収の壁・支援強化パッケージ」について

今回の制度変更により19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入が150万円を一時的に超えた場合でも、「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明により被扶養者認定が継続できます。

【当組合ホームページの掲載箇所】

トップページ>①加入者の資格と認定>被扶養者認定の収入条件について

[https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/shikaku\\_menu/tanki-shuunyu/](https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/shikaku_menu/tanki-shuunyu/)